

航空宇宙技術遺産認定制度に関する内規

制定 令和3年12月23日

改正 令和7年 6月25日

改正 令和8年 1月21日

(目的)

第1条 この規程は、日本航空宇宙学会が我が国の航空宇宙技術発展史を形づくる画期的な製品および技術を顕彰して後世まで伝え、今後の航空宇宙技術の発展に寄与することを目的として行う製品および技術の認定に関する事項を定めるものである。

(名称)

第2条 この規程による認定を航空宇宙技術遺産という。

(認定対象)

第3条 航空宇宙技術遺産の認定対象は、我が国の航空宇宙技術発展史上の画期的な製品および技術である。

(推薦依頼)

第4条 航空宇宙技術遺産の候補の推薦に関しては、関係方面に通知し候補の推薦を広く依頼する。

(推薦資格)

第5条 航空宇宙技術遺産の候補の推薦は本会の正会員とする。

(認定)

第6条 航空宇宙技術遺産の認定は、臨時委員会に関する内規第179条に定める航空宇宙技術遺産認定委員会の発議により理事会が行う。

(認定証の贈呈)

第7条 認定された航空宇宙技術遺産に関係が深く、本制度の趣旨に賛同する団体又は個人に対して、認定証を贈呈することができる。

(認定証の贈呈時期)

第8条 認定証の贈呈は年会講演会において行う。

付則

1. 内規の改定は理事会で行う。

2. 本内規は、令和3年12月23日より施行する。
3. この内規の変更は、理事会の承認のあった日（令和7年6月25日）から施行する。
4. この内規の変更（令和8年1月21日改正）は、令和8年3月11日から施行する。